

放送大学国際交流委員会規程

平成 20 年 1 月 16 日

放送大学規程第 9 号

改正 平成 21 年 3 月 25 日、平成 22 年 6 月 30 日、
平成 24 年 3 月 14 日、平成 25 年 3 月 13 日、
平成 29 年 3 月 28 日、平成 30 年 3 月 14 日
令和 2 年 2 月 19 日

(設置)

第 1 条 教授会に、放送大学教授会規程（平成 22 年放送大学規程第 2 号）第 8 条に基づき、放送大学国際交流委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 教育研究に係る国際交流に関する事項
- 二 アジア公開大学連合及び国際遠隔教育会議との連携協力に関する事項
- 三 國際会議等の開催に関する事項
- 四 その他国際交流に関する重要事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 学長が指名する教授又は准教授 若干名
- 二 各コースの教授又は准教授 各 1 名
- 三 学長が指名する学習センター所長 1 名
- 四 総務部長

(任期)

第 4 条 委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。ただし、年度の途中において委嘱された委員の任期は、当該年度の末日までとする。

(委員長等)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、学長が指名する委員をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。

第 6 条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

第 7 条 委員会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第 8 条 委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務)

第 9 条 委員会の事務は、総務課において処理する。

(補則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、平成 20 年 1 月 16 日から施行し、平成 20 年 1 月 9 日から適用する。

附 則（平成 21 年 3 月 25 日）

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成22年6月30日）

この規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成24年3月14日）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月13日）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月14日）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月19日）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。